

医療法人社団誠仁会  
地域活動支援センターすみれ 運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人社団誠仁会が開設する地域活動支援センターすみれ（以下「事業所」という）が地域生活支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が利用者に対し、適正なサービスの提供をすることを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の従事者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、日常生活等に関する相談及び助言を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 地域活動支援センター すみれ
- 二 所在地 札幌市北区北23条西4丁目2-23 プレイス24

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者1名（常勤1名）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 指導員1名（常勤1名）  
指導員は、利用者の機能訓練、社会適応訓練の指導及び助言を行う。
- 三 介護職員2名（常勤2名）  
介護職員は、地域生活支援事業のサービス提供に当たるものとする。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日（12月30日から1月3日までを除く）
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時00分
- 三 サービス提供時間 午前9時50分から午後3時10分

## 第6条（利用定員）

事業所の利用定員は、17名とする。

## 第7条（サービスの提供方法、内容）

事業所のサービスは、機能訓練、創作的活動、健康指導、レクリエーション、送迎、入浴、食事のサービスを提供する。

2 事業所は利用者に対し、サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況について評価を行う。

3 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払をうけるものとする。

一 食事の提供に係る食材料費 1食につき620円 おやつ90円

二 入浴に係る実費 1回につき500円（タオル・シャンプー代込み）

三 創作的活動に係る材料費 実費

その他、事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについてはその実費とする。

4 第1項から第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

## 第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、札幌市北区、東区、中央区、西区とする。

## 第9条（緊急時等における対応方法）

職員は、サービスを実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 サービスを実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。

## 第10条（非常災害対策）

従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年4月及び10月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

## 第11条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。

また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

#### 第 12 条（虐待防止に関する事項）

当施設・当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第 13 条（苦情処理）

管理者は、提供したサービス事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

#### 第 14 条（その他施設の運営に関する留意事項）

職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
  - 一 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
  - 二 継続研修 年 2 回
- 4 非常災害時の対策・避難訓練等に関しては別紙「消防計画」に定めるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団誠仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します